

小樽市地域ケア会議設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の48の規定に基づき、高齢者が住み慣れた地域において自立した生活を継続できるように、個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を推進し、地域包括ケアシステムの実現に向けて開催する小樽市地域ケア会議（以下「地域ケア会議」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 地域ケア会議は、高齢者の自立した生活を地域全体で支援していくため、医療及び介護等の専門職をはじめ、地域の多様な関係者が、協議及び助言等を行うとともに、保健・医療・福祉サービスの総合的な調整と高齢者への包括的かつ継続的な支援体制を構築することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 地域ケア会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 個別課題解決のための多職種協働による検討及び支援に関すること。
- (2) 高齢者の実態把握及び課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築に関すること。
- (3) 個別課題の分析等による地域課題の発見に関すること。
- (4) 地域課題解決のための地域づくり、資源開発に関すること。
- (5) 地域課題解決のための政策の形成及び提言に関すること。
- (6) その他、第2条の目的を推進するために必要なこと。

(会議の構成及び実施主体)

第4条 地域ケア会議の種別は、次のとおりとする。

- (1) 地域ケア推進会議
 - (2) 地域ケア個別会議
- 2 地域ケア推進会議は小樽市が、地域ケア個別会議は各地域包括支援センターが開催する。
- 3 第1項第1号における対象圏域は小樽市全域とし、第1項第2号における対象圏域は地域包括支援センターが担当する圏域とする。

(協力体制の確保)

第5条 地域ケア会議での協議を行うため、必要に応じて関係者に対し、資料又は情報の提供等その他必要な協力を求めることができることとし、関係者は、これに協力するよう努めなければならない。

(守秘義務)

第6条 地域ケア会議に参加する者は、個人情報適切に保護されるように配慮するとともに、知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。